

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は取締役会において、次のとおり、コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を決議しております。

[取締役会決議内容]

2006年5月26日

京セラ株式会社

取締役会

京セラグループ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針

京セラグループは、「敬天愛人」を社是とし、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念に掲げている。

京セラグループは、公平、公正を貫き、良心に基づき、勇気をもって事に当たる。そして、透明性の高いコーポレート・ガバナンス及び内部統制を実現する。

取締役会は、社是及び経営理念をもとにコーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を次のとおり定める。

この基本方針は、会社法第362条第5項及び第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、また当社及び京セラグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針を示したものである。

I. コーポレート・ガバナンス

1. コーポレート・ガバナンスの方針

取締役会は、京セラグループのコーポレート・ガバナンスを「業務を執行する取締役に健全かつ公平正大に企業を経営させる仕組み」と定義する。

コーポレート・ガバナンスの目的は、経営の健全性及び透明性を維持するとともに、公正かつ効率的な経営を遂行し、京セラグループの経営理念を実現することにある。

取締役会は、京セラグループの経営の根幹をなす企業哲学「京セラフィロソフィ」(注)、取締役及びグループ内で働く従業員に浸透させ、健全な企業風土を構築していく。取締役会は、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、コーポレート・ガバナンスを確立する。

(注)「京セラフィロソフィ」は、当社の創業者が自ら培ってきた経営や人生の考え方をまとめた企業哲学であり、人生哲学である。「京セラフィロソフィ」には、「人間として何が正しいか」を物事の根本的な判断基準として、経営の基本的な考え方から日々の仕事の進め方に及ぶ広範な内容を含んでいる。

2. コーポレート・ガバナンス体制

取締役会は、前記 1. の方針のもと、京セラグループの中核会社である当社のコーポレート・ガバナンス体制を下記のとおり定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、取締役会は、適宜コーポレート・ガバナンス体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させるものとする。

(1) コーポレート・ガバナンスの機関

取締役会は、コーポレート・ガバナンスの機関として、株主総会で承認された定款の規定に従い、監査役及び監査役会を設置する。また、監査役及び監査役会の監査の実効性を確保するため、取締役は次の事項を遵守する。

[1] 監査役職務を補助する従業員に関する事項(当該従業員の取締役からの独立性に関する事項を含む。)

代表取締役は、監査役の要求に応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するため監査役会の下に監査役室を設置し、監査役と事前協議のうえ人選した従業員を所属させる。また、当該従業員は当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇(査定を含む)、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

[2] 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

各取締役は、法令、定款違反またはその可能性のある事実を発見した場合並びに京セラグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告するものとする。また、各取締役は、監査役会規則に基づく監査役または監査役会からの報告の要求については、その要求に応える。

代表取締役は、内部監査部門から監査役へ定期的に内部監査の状況を報告させるほか、監査役から特定の部門に関する業務執行状況の報告を要求された場合は、当該部門から監査役へ直接報告させる。また、代表取締役は、従業員及び取引先等の京セラグループの関係者が監査役会に直接通報できるよう、監査役会が設ける「京セラ監査役会通報制度」を維持する。

[3] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制として監査役から次の要求がある場合は、その要求に応える。

a. 重要な会議への出席

b. 重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書等の閲覧

c. 代表取締役との経営全般に関する意見交換等の会合

(2) 京セラフィロソフィ教育

代表取締役は、「京セラフィロソフィ」を京セラグループに浸透させるため、自らを含め、京セラグループの取締役及び従業員を対象とした「京セラフィロソフィ教育」を適宜実施する。

II. 内部統制

1. 内部統制の方針

取締役会は、京セラグループの内部統制を「業務を執行する取締役が、経営理念の実現に向けて、経営方針及びマスタープランを公正に達成するため、組織内に構築する仕組み」と定義する。

取締役会は、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、内部統制を確立する。

2. 内部統制体制

取締役会は、前記 1. の方針のもと、代表取締役に次の体制を整備させる。また、取締役会は、適宜内部統制体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させるものとする。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の管理及び保存

代表取締役は、適時適切に情報を開示する体制として「京セラディスクロージャー委員会」を設置するとともに、取締役の職務執行に係る情報を法令及び社内規定に従い、適切に保存する。

- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制、並びに従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役は、京セラグループのリスク管理体制として、リスク管理部門を設置する。また、必要に応じ、諸活動を行う体制を構築する。
代表取締役は、京セラグループの内部通報制度として「社員相談室」を設け、従業員が、法令、定款及びその他の社内規定に違反する行為や違反する可能性のある行為について報告することのできる体制を構築する。社員相談室は、受領した報告について、公益通報者保護法に沿って取扱い、適宜必要な対応をとるものとする。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を行う。また、業務執行状況を、執行役員から取締役会へ報告させ、効率的に行われていることを確認できる体制を維持する。
- (4) 京セラグループにおける業務の適正を確保するための体制
前記(1)から(3)に加え、京セラグループの業務の適正を確保するための体制として、代表取締役は、京セラグループ経営委員会を設置する。
同委員会は、京セラグループの重要事項を審議し、または報告を受ける。また、代表取締役は、京セラグループの業務の適正性を定期的に監査する内部監査部門を設置する。

以上

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,247,350	6.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,737,100	6.14
株式会社京都銀行	7,218,124	3.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	7,149,148	3.74
稲盛 和夫	6,806,165	3.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,076,339	2.65
財団法人稲盛財団	4,680,000	2.45
JPモルガン証券株式会社	3,758,104	1.96
ケイアイ興産株式会社	3,549,683	1.86
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	3,341,000	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

京セラグループでは、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、コーポレート・ガバナンスを確立いたします。このため、「京セラフィロソフィ」と「京セラグループ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針1. 2. (2)」に基づき、国内においては、新入社員の入社時研修や職場での日常的な指導だけでなく、経営幹部及び一般社員に研修を実施しており、また、海外でもグループ経営幹部に対して研修を実施しております。今後も新しいプログラムを加え、継続的に実施する予定です。また、「京セラフィロソフィ手帳」を主要な子会社を含む従業員等に配付しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

[監査役と会計監査人の連携状況]

定期的な会合として、四半期毎に監査計画・監査結果等につき討議しています。その他に随時、情報交換を含め、監査内容について会合を持っています。

[監査役と内部監査部門の連携状況]

定例的な会合として、毎月監査状況等につき討議しています。その他に随時、情報交換を含め、監査内容について会合を持っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
西枝 攻	弁護士								○	○
吉田 和男	学者								○	
原 良也	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
西枝 攻		当社顧問弁護士	法律の専門家としての豊富な知識と経験により、グループ企業の業務遂行に関する法令の遵守状況の監査を行っていただく。
吉田 和男	○	京都大学大学院経済学研究科教授	大蔵省における経験及び経済学研究での経営に係る豊富な知識により、経営全般について監査を行っていただく。 (独立役員として指定した理由) 東京証券取引所及び大阪証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合の判断要素に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外監査役であるため。 [社外監査役の独立性についての会社の考え方] 当社は、社外監査役に客観的な視点から経営を監視していただくためには、「能力」「人格」「識見」に優れた方を登用することが重要と考えております。 以上の基本的な考え方を満たしたうえで、独立した立場からの監督という趣旨を実効的に満たすことができるようにするため、当社の一般株主との利益相反が生じることのない、独立性のある社外監査役が2名就任しております。
原 良也	○	株式会社大和証券グループ本社 最高顧問	証券会社の経営者としての豊富な経験と高い識見により、企業活動全般にわたる幅広い監査を行っていただく。 (独立役員として指定した理由) 東京証券取引所及び大阪証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合の判断要素に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外監査役であるため。 [社外監査役の独立性についての会社の考え方] 上記吉田和男氏を社外監査役に選任している理由の欄に記載しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

2003年、2004年、2005年にストックオプションを付与いたしました。2008年9月30日で行使期間が全て終了いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明 更新

2011年度における当社の取締役13名の報酬は、以下のとおりです。

総額	426百万円
1. 基本報酬	241百万円
2. 取締役賞与	185百万円

(注) 取締役に対する報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上の者については、個別の報酬を開示しており、その報酬は以下のとおりです。

久芳徹夫	111百万円(内訳 京セラ株式会社 基本報酬 60百万円、賞与50百万円 AVX Corporation 基本報酬 1百万円)
ジョン・ギルバートソン	224百万円(内訳 京セラ株式会社 基本報酬 11百万円、賞与 6百万円 AVX Corporation 基本報酬 64百万円、賞与 5百万円、ストックオプション 28百万円 報奨金制度による報酬 91百万円、その他 19百万円)

- (注) 1 AVX Corporationは当社の米国の連結子会社であり、役員報酬の決定については、AVX Corporationの報酬委員会が、米国内の法令等に準拠し、米国における役員報酬の水準や慣例などを勘案した上で決定しています。
- 2 AVX Corporationにおいて米ドルで支給された報酬等については、当連結会計年度における平均為替レート(1米ドル=86円)で換算しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」と「取締役賞与」の2つの報酬から構成されています。

1) 基本報酬

各取締役の責務に応じて支払う報酬であり、役割の大きさに応じて支給額が決定されます。

個々の支給水準については、同業他社の支給水準を勘案の上、決定しており、かつ、総額は年間4億円以内と定めています。

2) 取締役賞与

会社業績に連動した報酬であり、年間3億円を上限として、当該期の当社株主に帰属する当期純利益の0.2%以内の範囲で、各取締役の業績貢献度に応じて支給額を決定しています。

当社の監査役報酬は、監査の中立性を確保するため、会社業績に連動しない「基本報酬」のみとし、総額は年間1億円以内と定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は監査役をサポート体制として、監査役室を設置し、取締役から独立した専任のスタッフを2名配置しております。社外監査役に対するサポートは全て同室で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状の体制の概要】

当社は、経営の効率性を高めるために、2003年6月より執行役員制度を導入しており、業務執行機能は経営の意思決定及び監督を行う「取締役会」により選任された代表取締役社長の指揮のもと、「執行役員」が担うこととしております。代表取締役は、業務執行状況を執行役員から取締役会へ報告させ、業務執行が効率的に行われていることを取締役会が確認しております。このように、責任と権限を明確にすることによって経営の効率性を高めると同時に、適正なコーポレート・ガバナンス及び内部統制が機能するようにしております。また、当社の取締役に、国内外の主要子会社の社長(または会長)が複数名おり、グループ全体としてのコーポレート・ガバナンスが機能するようにしております。

さらに、当社は、取締役に構成される京セラグループ経営委員会を設置しており、取締役会付議事項のほか、京セラグループ全般の業務執行に係る重要案件についての審議を行うとともに、経営の健全性をチェックする目的で、毎月、定期的に開催しております。

役員の指名・報酬に関しても、この京セラグループ経営委員会及び取締役会にて審議を行い、公正かつ適正に決定されるようにしております。役員の報酬については、2009年6月25日開催の当社第55期定時株主総会において、役員退職慰労金を廃止し、基本報酬と取締役賞与に再構成しました。これにより、取締役の基本報酬は年額4億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)を各取締役の職務に応じて配分し、また、取締役賞与は年額3億円を上限として当該期の当社株主に帰属する当期純利益の0.2%以内の金銭を各取締役の業績貢献度に応じて支給することといたしました。

この他、業務執行が効率的に行われていることを確認するため、代表取締役社長の主催で、代表取締役社長と各部門及び国内グループ会社の幹部との会議を定期的に開催しております。

さらに、グループ全体の経営の健全性を確認するため、代表取締役が経営方針を発表するとともに、当社及び国内外の連結子会社の経営状態及び事業戦略を確認する国際経営会議を年2回開催しております。

当社の監査役は5名のうち3名が社外監査役であり、期毎に策定する監査方針及び監査計画に則り監査を行っております。さらに、取締役会への出席のほか主要会議にも出席し、適宜、監査役の職務遂行に必要な情報を取得できる状態にしており、経営の健全性を多面的に監査するようにしております。

会計監査については、当社は京都監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。同監査法人は、独立した第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受けるとともに、同監査法人との意見交換を行い、同監査法人から改善事項などの提言を受けております。

また、京セラグループは、米国企業改革法404条に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性について評価を行い、会計監査人の監査を受けております。

【監査役機能強化に向けた取組状況】

当社における監査役機能強化に向けた取組状況は、次のとおりです。

1. 監査役及び監査役会の職務を補助するため、監査役会のもとに「監査役室」を設置。
2. 経営全般に関する意見交換等を行うため、代表取締役と定期的に会合を実施。
3. 京セラグループ会社の取締役の業務執行の適法性及び内部統制の監査のため、京セラグループ会社の監査役が一堂に会して討議をする「京セラグループ監査役会」を定期的に開催。
4. 京セラグループの関係者が監査役会に直接通報できるようにするため、「京セラ監査役会通報制度」を設置。
5. 会計監査人と監査計画、四半期毎の監査内容及び監査結果等について定期的に会合を実施するとともに、必要に応じて随時情報交換や意見交換を実施。

6. 京セラグループにおける業務が法令・内規等に基づいて適正かつ効率的に執行されていることを評価・モニタリングするため、内部監査部門と定期的に会合を実施。
7. 当社の一般株主との利益相反が生じることのない独立性のある社外監査役2名が就任。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの方針に基づき、株主総会で承認された定款の規定に従い、監査役及び監査役会を設置しております。当社の監査役には、社内出身の常勤監査役2名及び社外監査役3名が就任しております。社外監査役は、「【監査役関係】会社との関係(2)」に記載のとおり、それぞれ法律、経済学研究、企業経営の分野において豊富な知識と経験を持っており、外部からのチェックが行われる体制としております。また、取締役の職務の執行を監督する取締役会の議長は代表取締役会長が務め、業務執行は代表取締役社長の指揮のもと執行役員が担い、監督と業務執行を分離した体制としております。

なお、当社の取締役会は、京セラグループ全体の重要な事項の決定と業務執行の監督を行う機関であり、取締役には当社グループを十分に理解し、経営に携わる「能力」「人格」「識見」に優れた人材を株主総会に提案してその承認を受けております。

[社外取締役に期待される機能を代替する会社独自の取組]

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、以下のとおり、社外取締役に期待される機能を代替する体制を整えております。

一般に、社外取締役に期待されている機能としては、(1)経営者に、社外取締役に対する十分な説明責任を果たさせることにより、取締役会の議論を活性化させること、(2)社外の視点を入れた判断が可能になること、(3)経営者の暴走等の防止に資することなどが考えられます。

監査役は、取締役会における議決権を持たないなど、取締役とは法的な役割が異なりますが、当社においては、法律、経済学研究、企業経営の分野において豊富な知識と経験を有する社外監査役を登用し、(1)取締役が、社外監査役を含む監査役に対して取締役会等において十分な説明を行うことにより、平時から、取締役会の議論を活性化させております。また、(2)当社の代表取締役は、経営全般に関する意見交換等を行うため、社外監査役を含む監査役との間で定期的に会合を実施し、社外の視点を入れた判断を行っております。さらに、(3)当社の取締役は、公平、公正を貫き、良心に基づき、勇気をもって事に当たり、「人間として何が正しいか」という物事の普遍的な判断基準に基づく企業哲学「京セラフィロソフィ」の実践により、適正な経営判断を行っております。社外監査役を含めた監査役による経営に対する外部からのチェック機能を働かせるとともに、さらに京セラフィロソフィに基づく健全な企業風土を醸成することにより、自浄能力を高め、経営者の暴走等を防止しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日から3週間程度前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日より前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	PCおよび携帯電話から議決権行使を受付しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知については、主に外国人株主の議決権行使を容易にするため、英訳を作成し、発送と同日に和文と併せ、当社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの明文化、作成は行っておりませんが、適時適切な情報開示を行うため、「京セラディスクロージャー委員会」を設置・開催しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	最低年1回、証券会社を介して取締役執行役員常務による個人投資家向け説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内は年2回、代表取締役社長出席のアナリスト及び機関投資家向け説明会を決算発表後に開催しております。また、説明会を行わない場合は、決算発表当日に、取締役執行役員常務によるカンファレンスコールを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外は、訪問メンバー、時期ともに不定期に実施しております。欧・米の機関投資家を個別に訪問し、説明を行っております。この他に証券会社主催のカンファレンスなどに参加し、適宜説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに機関投資家及び個人投資家向けサイトを設けております。 [日本語] http://www.kyocera.co.jp/ir/index.html http://www.kyocera.co.jp/ir/individual/index.html [英語] http://global.kyocera.com/ir/index.html 法定開示資料以外にも説明会のプレゼンテーション資料並びに株主総会及び株式事務手続きに関する株主情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動を担当する部門として、経理経営本部にIR部門を設置しております。	
その他	日々の対応だけでなく、適宜、経営陣への取材にも対応しております。国内外での情報の均一化を図るため、IR関連資料はホームページに和英文版を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様第一主義のもと、2001年6月に「お客様相談室」を、2005年9月に「CS向上委員会」を設置いたしました。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「京セラ環境憲章」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とする「京セラグリーン委員会」並びに「京セラグループグリーン委員会」を設置し、地球環境保護の推進に向けた、積極かつ継続的な活動を推進しております。また、年1回「CSR報告書」を発行し、京セラグループの

	CSRの取り組みをホームページで公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、「京セラフィロソフィ」に示されている倫理観に基づき、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの方々より高い信頼を得ることが重要であると考えております。そのためには、会社情報の適時・適切な開示に真摯に取り組むことが不可欠であると認識し、情報開示に係る基本姿勢を以下のように定めています。</p> <p>「情報開示にあたっては、京セラグループにとって良い情報も悪い情報も平等かつ正確に適時開示する姿勢を堅持する。」</p> <p>「情報開示においては、国内外に偏り無く、また、特定の人々が優先されること無く、公平に、かつ遅滞なく行う体制を維持する。」</p>
その他	<p>「地域社会」との双方向のコミュニケーションの一層の向上を目指して、CSR 経済・社会・環境報告会を開催しています。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[基本的な考え方]

「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

[整備の状況]

上記の方針に基づく、内部統制に関する整備の状況は以下のとおりです。

- (1) 2000年6月「京セラ行動指針」を制定。
- (2) コンプライアンスの強化及び徹底のため、2000年9月に「リスク管理室」を設置。
- (3) 2001年1月に「京セラ経営委員会」を設置(2002年8月から「京セラグループ経営委員会」に改称)。
- (4) 2003年4月に「京セラディスクロージャー委員会」を設置。
- (5) 内部通報制度として、2003年4月に「社員相談室」を設置。
- (6) 経営の効率性を高めるため、2003年6月に執行役員制度を導入。
- (7) 連結子会社の業務を定期的に監査し、当社の取締役及び監査役に監査結果の報告を行う内部監査部門の監査業務に加え、米国企業改革法404条にも対応する組織として、2005年5月に「グローバル監査部」(2010年4月に「グローバル統括監査部」に組織変更)を設置。
- (8) 2005年11月に「CSR委員会」を設置。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方]

当社は、「京セラグループコーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針」(2006年5月26日取締役会決議)の前文において、『京セラグループは、公平、公正を貫き、良心に基づき、勇気をもって事に当たる。そして、透明性の高いコーポレート・ガバナンス及び内部統制を実現する。』ことを宣言し、内部統制の基本方針として『京セラフィロソフィの実践を通じ、内部統制を確立する。』ことを定めております。この基本方針には、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害の防止が含まれております。

[反社会的勢力排除に向けた体制整備状況]

当社は、内部統制を『業務を執行する取締役が、経営理念の実現に向けて、経営方針及びマスタープラン(1年間の経営計画)を公正に達成するため、組織内に構築する仕組み』と定義し、代表取締役には、『京セラグループのリスク管理体制として、リスク管理部門を設置する。また、必要に応じ、諸活動を行う体制を構築する。』ことを義務付けております。この体制の一つとして、リスク管理部門が制定した「危機管理マニュアル」において、当社は、「断固として反社会的勢力と対決する姿勢を堅持し、全社をあげて対応する」ことを対応の基本としております。また、京セラフィロソフィを企業活動の諸側面に照らし合せ、京セラグループ社員が日々業務を行う上で基本としている「京セラ行動指針」において、反社会的勢力に対し「法に基づいて毅然たる態度で解決を図る」ことを徹底しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

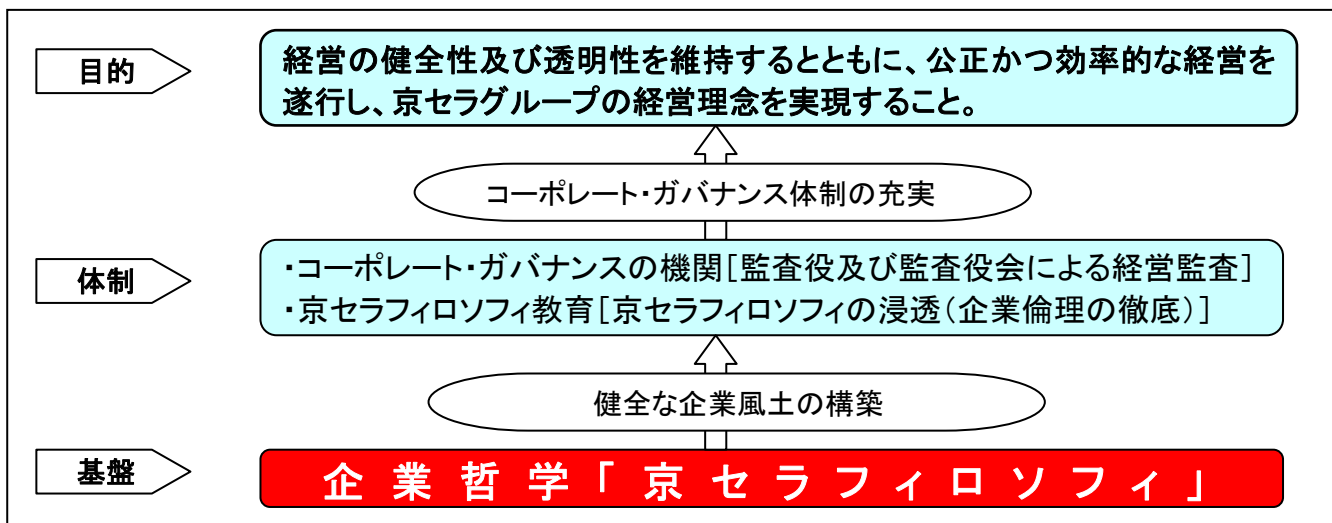
該当項目に関する補足説明

現時点では具体的な買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社のコーポレート・ガバナンス模式図】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は次のとおりです。



当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。

